



山形県公報

令和7年4月25日（金）
第598号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（財 政 課）…469  
○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（商業振興・経営支援課）… 同

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結……………（行政経営企画課）…470  
○生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…471  
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同  
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…472  
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）…473  
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）… 同  
○土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…476  
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（ 同 ）… 同  
○同……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同  
○公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）… 同  
○建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…477

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 博物館の登録…………… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（DX推進課）…478  
○大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…480

## 規 則

山形県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第38号

##### 山形県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県手数料条例の一部を改正する条例（令和7年3月県条例第9号）の施行期日は、令和7年4月30日とする。

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第39号

## 山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第3条の表第2項を次のように改める。

|      |  |
|------|--|
| 2 削除 |  |
|------|--|

第3条の表第3項貸付対象者の欄中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、同表第7項貸付対象事業の欄中「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等買取予約付きで貸貸するものを除く。）」を削り、同表第13項貸付対象事業の欄中「同項第3号ハ」を「同項第3号ハ、第11号及び第14号」に改め、同表第14項貸付対象事業の欄中「同項第3号ハ」を「同項第3号ハ、第8号、第11号、第12号及び第14号」に改める。

第5条第3号ハ及び第4号中「（第3条の表第2項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の100分の90以内）」を削る。

第7条第1項第12号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第5条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第15号及び第16号中「に基づき」を「又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき」に改め、同項第18号を次のように改める。

（18）削除

第7条第1項第19号中「から」を「、第5項から」に改める。

第10条を次のように改める。

（担保及び保証人）

第10条 知事は、債権保全及び事業目的の達成に資するため、貸付けの相手方に対し、貸付対象施設等を担保として提供させるとともに、適当と認める連帯保証人を立てさせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、貸付けの相手方が金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）から、貸付けに係る債務の保証を受け、債権の保全上支障がないと認めるときは、担保を提供させず、又は連帯保証人を立てさせないことができる。

第28条第3号中「、第3項又は第5項」を削り、同号ハ及び同条第4号中「（第3条の表第2項に掲げる事業に係る貸付けを行うために貸付けを受ける場合については、90分の10以内）」を削る。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間において、金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）による貸付けに係る債務の保証により新たに貸付けの決定をする場合の貸付金の額に係る改正後の第5条及び第28条の規定の適用については、改正後の第5条第2号及び第3号ロ中「100分の80以内（小規模事業者貸付けに該当する場合は、整備資金の100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」と、同号ハ及び同条第4号中「100分の80以内」とあるのは「100分の90以内」と、改正後の第28条第1号、第3号イ、第5号及び第6号中「90分の18以内」とあるのは「90分の9以内」と、同条第2号中「80分の10以内（前号の要件に該当する場合は、所要資金の90分の10以内）」とあるのは「90分の9以内」と、同条第3号ロ中「80分の10以内（イに掲げる要件に該当するものについては、90分の10以内）」とあるのは「90分の9以内」と、同号ハ及び第4号中「80分の16以内」とあるのは「90分の9以内」とする。

## 告 示

## 山形県告示第357号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、令和8年3月31日まで総務部行政経営企画課において一般の閲覧に供する。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 契約の期間の始期 令和7年4月1日

- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 松 田 卓 也  
住所 東村山郡山辺町大字山辺1228番地 4
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称       | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指定年月日       |
|-------------------------|---------------------|-------------|
| 桜 井 歯 科 医 院             | 酒田市東大町三丁目40番地の 9    | 令和 7. 1. 17 |
| あ か ね 薬 局               | 鶴岡市家中新町11番38号       | 同 3. 1      |
| 駅 前 調 剤 薬 局             | 南陽市宮内字尻二2775番 4     | 同 3. 3      |
| 医療法人社団やまのべ内科クリニック       | 東村山郡山辺町大字山辺1115番地 7 | 同 3. 24     |
| 一般社団法人酒田地区薬剤師会 カイエイ薬局   | 酒田市上本町 7 番地の50      | 同 3. 27     |
| 耳鼻咽喉科たからだクリニック          | 鶴岡市北茅原町 1 番21号      | 同 4. 1      |
| ゆ た か メ ン タ ル ク リ ニ ッ ク | 酒田市ゆたか三丁目 2 番14     | 同           |
| ゆ た か 調 剤 薬 局           | 酒田市ゆたか三丁目 6 番 1     | 同           |
| あ さ ひ 薬 局               | 南陽市郡山877番地 3        | 同           |
| り ん ど う 薬 局             | 東村山郡山辺町大字山辺1115番地 6 | 同           |

山形県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日        |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 亀 ケ 崎 歯 科 医 院     | 酒田市亀ヶ崎二丁目 4 番30号    | 令和 6. 12. 31 |
| 桜 井 歯 科 医 院       | 酒田市東大町三丁目40番 9 号    | 令和 7. 1. 16  |

|                         |                     |   |       |
|-------------------------|---------------------|---|-------|
| ゆ の は ま 薬 局             | 鶴岡市下川字七窪 2 番地1202   | 同 | 1. 20 |
| 医 療 法 人 雅 会 丸 藤 歯 科 医 院 | 酒田市日吉町一丁目 2 番11号    | 同 | 1. 31 |
| 山 辺 こ ど も ク リ ニ ッ ク     | 東村山郡山辺町大字山辺2908番地14 | 同 | 2. 9  |

### 山形県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 （1）届出をした指定介護機関の名称及び所在地

鶴岡西地域包括支援センター

鶴岡市友江町 2 番18号

#### （2）変更の内容

| 指定介護機関の名称      |               | 変更年月日      |
|----------------|---------------|------------|
| 変 更 前          | 変 更 後         |            |
| しおん荘地域包括支援センター | 鶴岡西地域包括支援センター | 平成31. 4. 1 |

#### 2 （1）届出をした指定介護機関の名称及び所在地

鶴岡西地域包括支援センター

鶴岡市友江町 2 番18号

#### （2）変更の内容

| 指定介護機関の所在地      |               | 変更年月日      |
|-----------------|---------------|------------|
| 変 更 前           | 変 更 後         |            |
| 鶴岡市湯野浜一丁目19番28号 | 鶴岡市友江町 2 番18号 | 平成31. 4. 1 |

#### 3 （1）届出をした指定介護機関の名称及び所在地

鶴岡西地域包括支援センター

鶴岡市馬町字枇杷川原23番地

#### （2）変更の内容

| 指定介護機関の所在地    |                | 変更年月日       |
|---------------|----------------|-------------|
| 変 更 前         | 変 更 後          |             |
| 鶴岡市友江町 2 番18号 | 鶴岡市馬町字枇杷川原23番地 | 令和 3. 11. 1 |

## 山形県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地          | 廃止年月日      |
|-----------------------|----------------------------------|---------------------|------------|
| 沼澤歯科医院                | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 新庄市住吉町3番5号          | 令和 6.10.18 |
| 松田歯科医院                | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 村山市楯岡新高田9番7号        | 同 12.31    |
| 介護サービスはる              | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                 | 鶴岡市小国乙43            | 同          |
| 亀ヶ崎歯科医院               | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 酒田市亀ヶ崎二丁目4番30号      | 令和 7. 1.15 |
| 庄交指定訪問介護事業所           | 訪問介護                             | 鶴岡市日和田町20番37号       | 同 1.31     |
| ふれあいヘルパーサービス指定訪問介護事業所 | 訪問介護                             | 酒田市北新橋一丁目8番1号       | 同          |
| デイサービスセンターやすらぎ        | 通所介護                             | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2  | 同          |
| ふれあい鮭川訪問介護事業所         | 訪問介護                             | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2  | 同          |
| パワーリハビリテーションセンターやすらぎ  | 通所介護                             | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2  | 同          |
| ウェルケアリビングやすらぎ         | 特定施設入居者生活介護<br>介護予防特定施設入居者生活介護   | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2  | 同          |
| デイサービスあさひ             | 通所介護                             | 鶴岡市熊出字日鍬31番地3       | 同 2.28     |
| グループホーム三友たかはた         | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 東置賜郡高畠町大字高畠1181番地の3 | 同          |

## 山形県告示第362号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- （1）届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形農業協同組合  
代表理事組合長 岡崎 輝明

山形市旅籠町一丁目12番地35号

## (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日                                      |
|---------------------------|-------|------------|--------------------------------------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |                                            |
| 高橋 広行<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和7年4月7日<br>（山口正昭、柏倉聖之に係るものについては令和7年3月31日） |
| 吉田 邦弘<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 佐藤 隆一<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 山口 正昭<br>玄米、小麦、大豆、そば      |       |            |                                            |
| 高橋 俊一<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 樋口 彰史<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 古内 拓己<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 笹原 宏之<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 秋葉 達也<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 井上 信一郎<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左   |            |                                            |
| 結城 直人<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 東海林 賢一<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左   |            |                                            |
| 熊谷 徹<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左   |            |                                            |
| 屋島 正人<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 板坂 和広<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 寒河江 章<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 渡辺 和則<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 齋藤 恭宏<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 坂本 健一<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 柏倉 聖之<br>玄米、小麦、大豆、そば      |       |            |                                            |
| 朝倉 史貴<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |
| 逸見 安博<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |                                            |

|                      |                      |  |
|----------------------|----------------------|--|
| 矢萩 信哉<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                  |  |
| 荒井 雅広<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                  |  |
| 栗野 達也<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                  |  |
|                      | 森谷 康史<br>玄米、小麦、大豆、そば |  |
|                      | 須藤 里菜<br>玄米、小麦、大豆、そば |  |

## 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

酒田市袖浦農業協同組合

代表理事組合長 五十嵐 良弥

酒田市坂野辺新田字葉萱112番地

## (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |                |            | 変更年月日                                  |
|---------------------------|----------------|------------|----------------------------------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後          | 備 考        |                                        |
| 佐藤 助弘<br>もみ、玄米、大豆         |                | 国内産農産物に限る。 | 令和7年4月10日<br>（佐藤助弘に係るものについては令和7年2月19日） |
| 加賀 徹<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左            |            |                                        |
| 村上 淳一<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左            |            |                                        |
| 佐藤 勝<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左            |            |                                        |
| 五十嵐 正義<br>もみ、玄米           | 同 左            |            |                                        |
| 阿部 恵理<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左            |            |                                        |
| 佐藤 秀平<br>もみ、玄米            | 同 左            |            |                                        |
|                           | 佐藤 弘人<br>もみ、玄米 |            |                                        |

## 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社アシスト

代表取締役 工藤 淳

鶴岡市本田甲168番地

## (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地           |                                       | 変更年月日     |
|----------------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 変 更 前                                  | 変 更 後                                 |           |
| 株式会社アシスト<br>代表取締役 工藤 祐治<br>鶴岡市本田甲168番地 | 株式会社アシスト<br>代表取締役 工藤 淳<br>鶴岡市本田甲168番地 | 令和7年1月18日 |

## 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社おきたま興農舎

代表取締役 小林 清子

東置賜郡高畠町大字露藤85番地

## (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                 |                                               | 変更年月日     |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 変更前                                          | 変更後                                           |           |
| 株式会社おきたま興農舎<br>代表取締役 小林 亮<br>東置賜郡高畠町大字露藤85番地 | 株式会社おきたま興農舎<br>代表取締役 小林 清子<br>東置賜郡高畠町大字露藤85番地 | 令和7年2月10日 |

## 山形県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鶴子六沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 本 間 孝 雄 | 尾花沢市大字鶴子146番地 |

## 山形県告示第364号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名               | 地 区 名       | 工 事 完 了 年 月 日 |
|---------------------|-------------|---------------|
| 農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 | 大 江 中 部 地 区 | 令和7年3月19日     |

## 山形県告示第365号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名                                                    | 地 区 名     | 工 事 完 了 年 月 日 |
|----------------------------------------------------------|-----------|---------------|
| 農 村 地 域 防 災 減 災 事 業<br>（ た め 池 整 備 事 業 ）                 | 四 ツ 釜 地 区 | 令和7年3月28日     |
| 農 村 地 域 防 災 減 災 事 業<br>（ 特 定 農 業 用 管 水 路 等 特 別 対 策 事 業 ） | 川 樋 地 区   | 令和7年3月28日     |

## 山形県告示第366号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市の一部及び東村山郡山辺町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和7年3月17日から同年12月26日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（標定点測量、同時調整、数値地図）

山形県告示第367号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
一般財団法人 日本建築センター  
東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
- 2 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                  | 変 更 後                  | 変更年月日       |
|------------------------|------------------------|-------------|
| 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地    | 同 左                    | 令和 7. 4. 30 |
| 大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番15号 | 大阪府大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号 |             |

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第 6 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和 7 年 4 月 25 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 登録年月日及び記号番号  
令和 7 年 4 月 17 日  
山形第 3 号
- 2 設置者の名称及び住所  
山形県  
山形市松波二丁目 8 番 1 号
- 3 名称  
山形県立博物館  
山形県立博物館教育資料館
- 4 所在地  
山形市霞城町 1 番 8 号  
山形市緑町二丁目 2 番 8 号

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和7年6月11日（水） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和13年1月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

- (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27017（ISO/IEC27017）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の役務の調達に係るシステムと同等のシステムの提供業務を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として当該業務を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。

- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

##### (1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

入札価格評価点（1点未満切捨て）＝（1－入札価格／入札書比較価格）×500

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を500点、業務提案評価点を500点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
電話番号023(630)3394

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年5月14日（水）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月9日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類） 令和7年5月14日（水）午後3時

ロ 業務提案書 令和7年5月27日（火）午後3時

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Provision of shared facilities reservation system for Yamagata Prefecture and its municipalities: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 11, 2025
- (3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3394

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年8月25日まで縦覧に供する。

令和7年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
S-MALL（エスモール）  
鶴岡市錦町2番21号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称            | 住 所        | 代表者の氏名 |
|----------------|------------|--------|
| 株式会社庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号 | 近 藤 司  |

- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり  
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- 4 変更年月日  
縦覧に供する届出書のとおり
- 5 届出年月日  
令和7年4月10日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年8月25日までに知事に提出することができる。
- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見